

## 給水台帳及び給水戸番図の閲覧等に関するQ&A

Q1：第三者とはどういう人ですか？

A1：申請理由（利用目的）の関係人でない方々のことです。

Q2：申請した目的以外に利用できないのは、どうしてですか？

A2：給水台帳や給水戸番図には、所有者等の個人的な情報が記載されているため、閲覧及び写しの交付について、取り扱いの見直しをしたもので、閲覧した方の申請理由（利用目的）以外の使用及び関係人でない第三者への情報提供を制限いたしました。

Q3：給水戸番図の情報を第三者に漏らさないとは、どういうことですか？

A3：申請者ご本人のほか、近隣にお住まいの関係人以外の方のお名前や給水管引き込み状況などの個人情報に記載されておりますので、十分注意して取り扱ってください。

Q4：なぜ現地確認が必要なのですか？

A4：給水台帳や給水戸番図は、適正に給水装置を維持管理するための基礎資料として水道局が保管している資料の一つですが、土地の形状変更等により配管の位置が現地と異なる場合もありますので、申請者が現地を確認する必要があるのです。

Q5：不動産売買における重要事項説明に、給水戸番図の写しを添付することは可能ですか？

A5：申請理由（利用目的）が「売買」であれば、不動産取引において確認の必要な重要情報であることから、売買契約書等の添付書類としてご利用いただけます。

Q6：所有者または使用者がわからない場合でも、閲覧はできるのですか？

A6：給水台帳は、所有者等がわからない場合、給水装置が設置されている土地または家屋の所有者を証明する書類が必要となります。

また、間取り等が記載された個人情報なので、所有者または使用者から委任された方でなければ閲覧等はできません。

なお、給水戸番図は、土地の利用にあたり周辺の配管状況を確認することが目的であることから、身分証明書（運転免許証等）を提示していただいて、申請者本人が確認できれば閲覧及び写しの交付は可能です。

ご質問等がある場合は、水道局給水課へご連絡をお願いします。